

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律第9条に基づく、大臣の基本指針を策定するに当たって、以下の課題に沿って検討を進める。

- ① 改正法第9条第2項各号の事項について、これまで通信制の課程を置く高等学校（実施校）における主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として示してきた「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成28年9月策定。令和5年2月最終改訂）」を踏まえながら、今般の法改正の趣旨（時代に即した目的の明記、責務の見直し等）に照らして、どのような事項を盛り込むべきか。

例えば、以下の観点でどのような事項を盛り込むべきか。

- ・ 多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備、施設・設備の整備について
- ・ 実施校と通信教育連携協力施設との適正な連携協力関係の確保について
- ・ 学校評価・情報公開の徹底について

- ② 特に、これまでガイドラインに記載がない、「第三号 広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力」について、どのような事項を盛り込むべきか。

例えば、以下の観点でどのような事項を盛り込むべきか。

- ・ 認可に当たって、所轄庁から通信教育連携協力施設が所在する都道府県への情報共有、意見交換について
- ・ 認可後、所轄庁と通信教育連携協力施設が所在する都道府県の相互間の連携協力について
- ・ 文部科学省、所轄庁が合同で実施する点検調査について（通信教育連携協力施設の所在都道府県の関与含む）

- ③ その他、通信教育の適正な実施及び運営の確保のために、盛り込むべき事項はあるか。

(参考) 改正後の「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」(抜粋)

第九条 **文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針**（以下この条において「**基本指針**」という。）**を定めるものとする。**

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 通信制の課程を置く高等学校の**適正な管理運営に関する事項**

二 通信教育の適正な実施及び運営の確保に必要な**監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項**

三 **広域通信制課程**（学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程をいう。以下この号において同じ。）**における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する次に掲げる事項**

イ 広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設に関する**情報の共有及び意見の交換に関し必要な事項**

ロ 広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設の**管理運営の状況を把握するための調査の実施に関し必要な事項**

四 前三号に掲げるもののほか、**通信教育の適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項**

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。